

商標登録出願の動向及び昨今の商標行政について

The Trend of Trademark Applications and The Recent Topics about Trademarks

特許庁 審査業務部商標課企画調査班長

大塚 正俊

平成 14 年特許庁入庁。化学、機械、国際商標登録出願の分野の商標審査に従事の後、制度改正審議室、商標課品質管理班、世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所、WIPO 本部（ジュネーブ）を経て、令和 4 年 4 月より現職。

特許庁 審査業務部商標課企画調査係長

渡辺 航平

平成 22 年特許庁入庁。化学、食品、国際商標登録出願の分野の商標審査に従事の後、商標課商標制度企画室、商標課地域ブランド推進室、普及支援課産業財産権専門官を経て、令和 4 年 7 月より現職。

特許庁 審査業務部商標課企画調査班統計係

町田 圭輔

平成 29 年特許庁入庁。産業役務、機械の分野の商標審査に従事した後、令和 3 年 7 月より現職。

1 はじめに

本稿では、最新の商標登録出願動向及び審査処理状況、出願増加に伴い延伸していた審査期間の短縮に向けた特許庁の取り組み及び商標制度に関する最近のトピックについて紹介する。

2 商標登録出願動向及び審査処理状況

(1) 商標登録出願件数の推移

2021 年の日本の商標登録出願件数は、184,631 件と、2014 年の出願件数（124,442 件）の約 1.48 倍にあたり、引き続き高い水準を維持している。マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願件数は、20,094 件と前年比 12% 増となった。

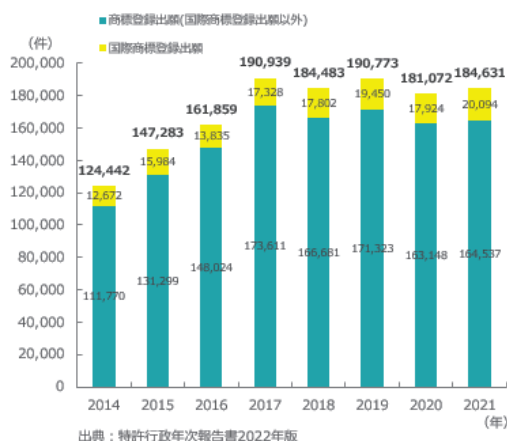


図 1 商標登録出願件数の推移

(2) 商標登録出願の傾向

日本国内の商標登録出願の約 6 割は個人及び中小企業によるもので、その件数も 2014 年以降増加している。日本国内の特許出願の 8 割以上が大企業によって

されていることと比較すると、商標は、業種、業界、会社規模を問わず幅広く出願されているといえる。

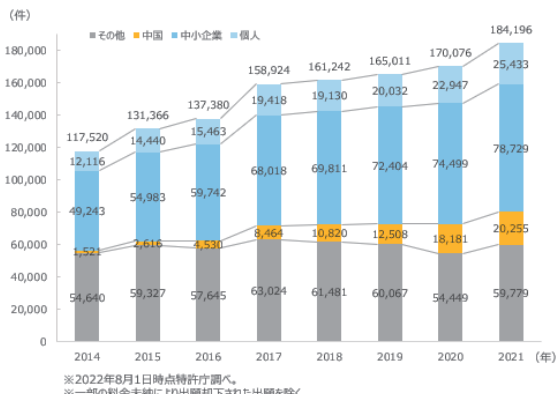


図2 商標登録出願における中小企業比率

産業分野別の出願傾向についてみると、概ね全体的に出願（区分数）が増加しており、その中でもサービスに関する分野及びIT関連を含む機械分野の出願（区分数）が顕著に増加している。これは、インターネット技術の発展によるオンライン上での新しいビジネスが生まれており、こうしたビジネスに使用する商標のニーズが高まっていることが要因の一つとして考えられる。

例えば、ひとえにIT関連といっても、スマートフォンやそのソフトウェアといった商品は「商品・サービス国際分類表」の第9類、電気通信のサービスは第38類、オンラインゲームのサービスは第41類、電子計算機用プログラムの設計やウェブサイトの作成のサービスは第42類と多岐に渡る。そのため、ビジネス展開に応じて、これら関連分野において積極的に商標登録が図られると推測される。

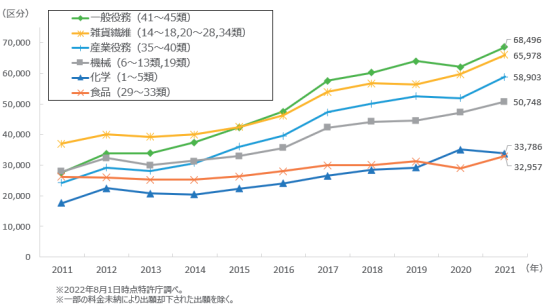


図3 産業分野別出願区分数の推移

加えて、外国人からの出願も増加している。2017年は約3万6千件程度だった外国人からの出願が、2021年には約5万2千件と4割以上増加している。

この増加内訳をみると、中国人からの出願が継続して

増加しており、2017年と2021年を比較すると、約2.4倍の増加となっている。

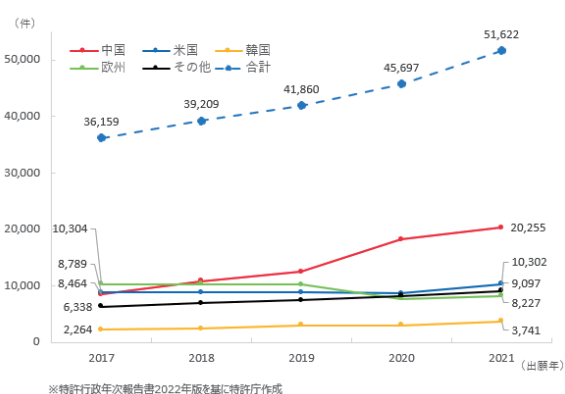


図4 外国人からの出願件数推移

(3) 審査処理状況

近年、商標登録出願件数が増加し、審査期間が延伸傾向にある中、「知的財産推進計画2019」等において、2022年度末までに「出願から最初の審査結果を送付するまでの期間（FA期間：First Action Pendency）」を6.5か月、「出願から権利化までの期間（TP期間：Total Pendency）」を8か月とする政府目標が掲げられている。

特許庁においては、政府目標の達成に向け、後述の審査期間短縮に向けた取り組みを実施した結果、2021年の商標審査処理件数（FA件数）は213,224件と、前年比1.23倍の処理を達成した。

また、審査期間も短縮に成功し、2021年度のFA期間は8.0か月、TP期間も9.6か月となっている。

引き続き、政府目標の達成に向けて、特許庁一丸となって取り組んでいく。

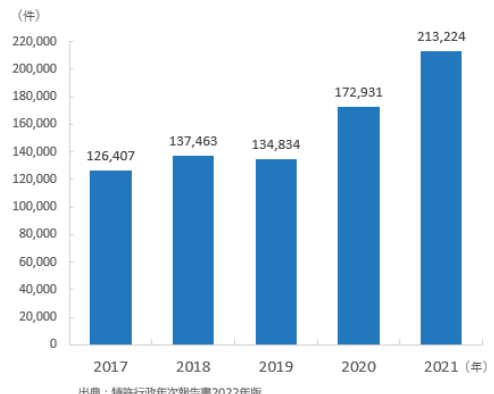


図5 商標審査におけるFA件数の推移

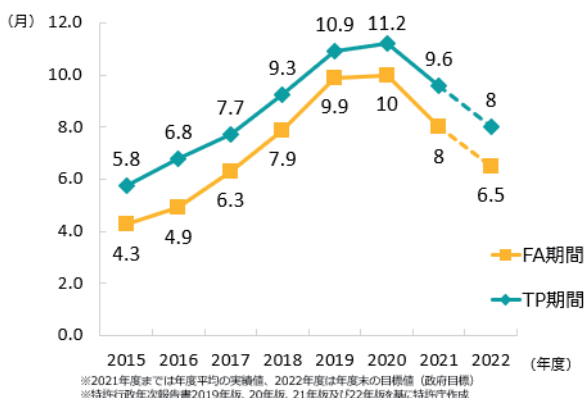


図6 商標審査の平均FA・TP期間の推移

3 審査期間の短縮に向けた取り組み

特許庁では、上述の審査処理件数の増加及び審査期間の短縮に向けて、以下の取組を実施している。

(1) ファストトラック審査¹

商標審査官は、商標の審査に加え、指定商品又は指定役務の表示の審査も実施している。商標権の範囲は登録商標の範囲とその指定商品又は指定役務の範囲とを基礎に定められるものであり、登録商標の範囲は願書に記載された商標に基づいて、指定商品又は指定役務の範囲は願書に記載された指定商品又は指定役務に基づいて定められるため、商標の審査と同様に指定商品又は指定役務の審査も重要となる。

他方で、不明確な指定商品又は指定役務の表示の審査に係る負担も大きいことから、特許庁としては、明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願を増加させることで、指定商品又は指定役務に係る審査負担を軽減させるべく、2018年10月から「ファストトラック審査」の試行を開始している。

同制度は、明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願に対するインセンティブを与えるべく、通常の出願よりも早期に最初の審査結果を通知することとしている。こうしたインセンティブを提供することにより、不明確な指定商品又は指定役務の表示による出願の減少、指定商品又は指定役務の審査に係る審査負担の軽減を図っている。

¹ 特許庁HP「ファストトラック審査」https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

同制度の対象は、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」及び「商標法施行規則別表」に掲載されている商品又は役務のみを指定した出願であり、これらに掲載されていない商品又は役務を含むものは対象外となる。

同制度のインセンティブである“通常の出願よりも早く最初の審査結果を通知する”ことについて、同制度導入時は通常の出願よりも2か月早く最初の審査を実施する運用としていたが、2020年2月以降の出願から、“出願から約6か月で最初の審査結果を通知する”運用に変更した。

同制度を利用するにあたり、追加の申請や手数料は不要であり、条件を満たしている出願は特許庁で自動的に選別され、ファストトラック審査の対象となる。2021年度は、国内出願の30%を超える出願がファストトラック審査の対象となっており、早期の審査を望むユーザーの要望に応えるとともに、審査負担のない出願増加による審査迅速化に貢献している。

(2) 商標の拒絶理由横断調査事業

特許庁では、商標登録出願が増加傾向にある中、限られた人員での効率的な審査を実施する施策の一つとして、拒絶理由の該当性（商標法第3条、第4条等）に関する横断的な調査を、民間事業者（2022年度は一般財団法人日本特許情報機構）により実施している。

民間事業者は、特許庁が選定・発注する案件について、特許庁が利用を許可する商標検索システムやインターネットを用いて、各拒絶理由の調査を行い、その証左となる情報を収集及び選定し、その結果をまとめた「調査報告書」を納入する。

商標審査官が、本事業で作成した「調査報告書」（年間32,000件を想定）を活用した審査を行うことで、審査官が自ら行う各調査に要する時間を削減し、1人の審査官でより多くの審査処理につなげることが可能となる。

(3) 任期付職員（商標審査官補）の採用

上述の審査効率化の取組に加え、特許庁では審査体制の強化についても取り組んでいる。

2020年4月に、商標審査官としては初となる任期付職員（商標審査官補）10名を採用した。その後も継続的に採用活動を行い、2021年度は18名、2022

年度は3名を採用した。

任期付職員は、特許庁入庁後、産業財産権関連法令、商標審査基準等に関する各種研修を受講する。その後、指導審査官による指導の下で実際の審査実務を経験する。2年間に及ぶ研修や指導を通じて、商標審査に必要な知識や実務能力を身に付けた後、一人の審査官として、自らの責任の下で商標審査に従事する。

(4) 業務効率化策の推進

その他にも、業務効率化策として、商標審査便覧改訂(2021年3月実施)、方式審査便覧改訂(2022年1月実施)、出願支援ガイドの作成(2021年8月作成、2022年4月第2版発行)、各国の審査効率化に関する調査研究(2021年度)等を行った。

今後も審査期間の短縮に向け、業務の効率化に資する施策を実施するため、業務の不断の見直しを行っていく予定である。

4 商標制度に関する最近のトピック

(1) 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和の検討

構成中に他人の氏名等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができない(商標法第4条第1項第8号。以下「本規定」という。)。その趣旨は、他人の人格的利益の保護にあるとされている。

近時の裁判例においては、本規定が厳格に解釈されており、特許庁においても、当該判旨を踏まえた商標審査・審理を行っている。

とくに、ファッション業界等を中心に、創業者やデザイナーの氏名をブランド名として採用する傾向があるところ、近年は、新興のブランドのみならず、広く一般に知られたブランドまで、同名の他人が存在すれば出願を拒絶せざるを得ず、かかる状況は、氏名からなるブランドの商標としての保護に欠けるといった指摘がある。

このような指摘も踏まえ、特許庁では、令和3年度に「他人の氏名等を含む商標」に関する調査研究を実施した。当該調査研究では、国内外の文献調査、氏名権等の有識者を含むヒアリング調査及びこれらを踏まえた有識者委員会での議論を通じ、ユーザーニーズも踏まえた、氏名

等を含む商標の保護の在り方について検討を行った。

(2) コンセプト制度の導入の検討

一般に、他人の先行登録商標と同一又は類似する後願商標は登録をすることができない(商標法第4条第1項第11号)ところ、そのような場合であっても、先行登録商標の権利者の同意(コンセント)があれば、登録が可能となる制度のことを「コンセント制度」という。海外では多くの国・地域で同制度が採用されている一方、我が国においては、過去にも複数回、導入に向けた議論が行われてきたところではあるが、現在のところ、その導入には至っていない。

近年、事業分野によっては、海外におけるコンセント制度の利用機会が格段に増えているとの声がある一方で、グローバルなコンセント(併存同意)契約を結ぶ場合に、我が国においては同制度が導入されていないために同様の手続ができないことが障壁となっているという声がある。

また、他人の先行登録商標と同一又は類似するとして拒絶査定されることを避けるために、出願人の名義と引用商標権者の名義とを一時的に一致させ、登録査定後に元の名義に戻す等の手法(いわゆる「アサインバック」)が利用されることがあるが、これについては、権利の一時的な移転に伴うリスクや、手続、費用の負担を理由に、中小企業を含むユーザーからは、より簡便・低廉なコンセント制度の導入を求める声がある。

(3) 今後の検討について

特許庁では、上述の(1)及び(2)を含む知的財産法制上の論点を中心に有識者の意見を伺うことにより、更なる制度改善に向けた検討を行うため、令和4年4月に「特許庁政策推進懇談会」を立ち上げた。これまで計5回にわたる議論を行い、その結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、同年6月30日に特許庁ホームページ上で公表した。

今後、同懇談会における議論等も踏まえ、商標制度小委員会等の場において、これら諸課題への対応について、更なる検討を進めていく予定である。